

旅館・ホテルの耐震診断・改修に関する調査(1面参照)

Q1) 貴都道府県に耐震診断(旅館・ホテル)への補助制度はありますか。
 Q2) あるとした場合、具体的な制度内容は。Q3) ないとした場合、制度を設ける予定はありますか。Q4) 貴都道府県に耐震改修(旅館・ホテル)への補助制度はありますか。Q5) あるとした場合、具体的な制度内容は。Q6) ないとした場合、制度を設ける予定はありますか。Q7) 改正耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた貴都道府県内の旅館・ホテル数は。

都道府県	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7
北海道	ある	法改正により、所管行政庁へ診断結果の報告を行う必要のある民間大規模建築物の耐震診断費用に対する補助 市町村が補助する場合、市町村負担の1/2を上限に市町村に補助 補助対象限度額は国補助に同じ		ない			55棟(ただし、札幌市を除く民間大規模建築物)
青森	ある	国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」によるもので「要緊急安全確認大規模建築物」が対象 補助率: 国1/2、県1/6、市町村1/6 補助の限度額: 1000㎡まで2060円/㎡、1000~2000㎡まで1540円/㎡、2000㎡~1030円/㎡ これらに加えて図面作成費等で150万円を限度として加えた額		ない		耐震診断の結果に応ずる	
岩手		市町村が実施する耐震診断に関する補助制度について、市町村が負担する地方公共団体負担分1/3に対して、県が1/2を補助				未定	
秋田	ない		未定	ない		未定	把握していない
宮城	ある	耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた大規模な建築物について、市町村が所有者へ耐震診断費用を補助する場合には、市町村負担の一部を助成する 補助対象: 危険物貯蔵庫を除く、耐震診断義務付け建築物(ただし、地域防災計画または災害協定による医療施設・避難所等としての位置付けを条件とする) 補助率: 補助対象費用の1/6の額または市町村が補助する額のうち市町村が負担する額の1/2の額のいずれか低い額		ない		既に耐震改修工事を実施した建物所有者との不均衡が生じることや、多額の財政負担を伴うことから、今後実施される耐震診断の状況などを踏まえながら、慎重に判断することとしている	調査中
山形	ある	耐震改修促進法の附則3条に該当する建築物の耐震診断に対し、国の社会資本整備総合交付金を活用し、民間建築物の所有者へ補助する市町村に対し、補助限度額の1/6を補助する(間接補助)(建築物の用途限度なし)			補助金ではないが、事業用建築物の耐震化に対する融資制度を平成26年度に創設予定(利率1.6%、限度額3億円)		公表されていない
福島	ある	耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断へ補助 補助率: 国1/2、県1/3、所有者等1/6(耐震診断義務付け対象建築物に該当する旅館・ホテルであれば、補助対象となる。旅館・ホテルのみを対象にした補助制度はない)		ない		未定	現在、耐震診断義務付け対象建築物を精査中
茨城	ある	事業名: 大規模建築物等耐震化支援事業 概要: 市町村が国の補助制度を活用し耐震診断補助事業を行う場合、費用の一部を助成 事業主体: 市町村 補助率: 市町村負担の1/2または事業費の1/6のいずれか低い額		ない		耐震診断の結果を見て検討	
栃木	ある	耐震診断が義務化される「不特定多数の者が利用する大規模建築物等」に対する助成 助成方法: 市町村との協働 事業期間: 平成26年4月~平成27年12月(21ヵ月) 対象建築物: 要緊急安全確認大規模建築物 補助基本額: 面積に応じた基準単価を上限として算出し、その1/6を助成する。 上限基準単価①1000㎡以内: 2000円②1000㎡超~2000㎡以内: 1500円③2000㎡超: 1000円		ない		検討中	16棟
群馬	ある	平成26年度予算に耐震診断補助事業の予算は計上されているが、具体的な制度内容については、関係市町村と最終的な調整を行っている		ない		ない(検討予定)	平成26年度予算での対象施設数は18
千葉	ある	市町村が旅館・ホテルが対象となる補助制度を実施している場合、県は当該市町村が補助する額の1/4を助成する(ただし①診断に要する費用の1/6または②15万円が限度)。なお、平成26年度から一部制度を拡充し、対象の建築物が一定の条件を満たす場合、限度額を従来の15万円(②)から100万円に引き上げた		ない		未定	耐震診断の義務付け対象の可能性のあるものとして20数棟を把握しているが、今後、増改築の経緯等を基に、該当するか確認を行っていく
埼玉	ある	対象建築物: 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された、階数3以上かつ延床面積1000㎡以上の建築物 補助金額: 耐震診断に要する費用の3分の2以内の額、かつ限度額300万円		ある	対象建築物: 耐震診断の結果、ls値0.6未満であった建築物 補助金額: 耐震補強設計に要する費用の3分の2以内の額、および、耐震補強工事に要する費用の23.0%以内の額。ただし、補強設計と補強工事の補助金を合わせて1300万円以内の額		0件
東京	ある	補助対象施設: 耐震改修促進法により耐震診断が義務化されたホテル・旅館 予算額: 81450千円(国交付金部分を含む) 補助率: 4/5(国交付金部分を含む) 補助限度額: 6000千円(国交付金部分を含む)		ない		ない	数は分からない
神奈川	平成26年度から創設した補助制度あり	補助内容: 旅館・ホテルへの耐震化補助事業を実施する市町村に対しての間接補助 補助対象: 耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた旅館・ホテルのうち、所在市町村と「避難生活者の受入れに関する協定書」を締結したものの「(避難生活者の受入れに関する協定書)の締結条件①所在市町村以外の住民の受入れること②受入期間は、3ヵ月以上③受入人数は、100人以上」 補助率: 耐震診断事業費の1/6(政令市1/9)を県が負担(負担割合の例: 国1/2、県1/6、市町村1/6、所有者1/6) 期間: 平成26年度、27年度の2年間の時限制度	平成26年度から創設した補助制度あり	平成26年度から創設した補助制度あり	補助内容: 耐震診断と同じ 補助対象: 耐震診断と同じ 補助率: 耐震改修事業費の1/6(政令市1/9)を県が負担(負担割合の例: 国2/5、県1/6、市町村1/6、所有者4/15) 期間: 耐震診断と同じ		36棟(平成26年1月現在)
新潟	ある(旅館・ホテルを直接の支援対象とするのではなく、右記要件を満たす施設)	補助対象: 改正法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、次の要件を満たすもの 要件: 被災後の避難生活者を一定期間受け入れることができる避難所としての機能を有する施設(市町村との協定の締結等が要件)、災害時に自力避難が困難な避難弱者が存在する施設 負担割合: 国1/2、県1/6、市町村1/6、所有者1/6 補助主体: 耐震診断補助事業を行う市町村(政令市を除く)		ない		耐震診断結果や、診断後の改修状況等を踏まえ、検討	法人の事業活動を害するおそれがあるため、非公表
山梨	ある	耐震改修促進法の改正に伴い、耐震診断が義務化となる規模の建築物について、耐震診断費の一部を補助する。補助率は最大で、国1/2、県1/6、市町村1/6となる。県の補助制度は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して補助をする市町村に対し行うものであるため、制度活用にあたっては、建築物が所在する市町村の補助制度創設状況を確認していただく必要がある		ない		今後検討する	公表していない
長野	ある	耐震診断を実施する所有者に対して、市町村が補助する場合に、県は市町村に補助する 補助対象事業費: 耐震診断に要する経費 補助対象限度額: 47300円/㎡ 負担割合: 国1/3、県1/6、市町村1/6、事業者1/3		ない		検討中	26(平成25年10月末現在)
静岡	ある	補助率5/6+任意(最大10/10)		ある	補助率44.8%+任意(最大2/3)		特定用途の件数は、診断結果の公表時まで回答できない
愛知	昨年度改正された「建設物の耐震改修の促進に関する法律」附則3条に該当する建築物に対する補助制度あり(市町村事業に対する間接補助事業。県の直接補助制度はない)	社会資本整備総合交付金要綱附属第III編第1章口16-(12)①第2項第三号および耐震対策緊急促進事業交付要綱に定める費用に床面積を乗じて得た額を限度とする。補助金の額は、市町村が補助する額のうち社会資本整備総合交付金または防災安全交付金を除いたものの1/2以内を限度とする		昨年度改正された「建設物の耐震改修の促進に関する法律」附則3条に該当する建築物に対する補助制度あり(市町村事業に対する間接補助事業。県の直接補助制度はない)	社資本要綱附属第III編第1章口16-(12)①第5項第二号(1)に定める費用に床面積を乗じて得た額を限度とする。補助金の額は、上記の額に23%を乗じて得た額または市町村が補助する額のいずれか低い額のうち、社会資本整備総合交付金または防災安全交付金を除いたものの1/2以内を限度とする		今後耐震診断を実施する必要があるホテル・旅館数10数棟
岐阜	ある(ただし一部市町村を除く)	一般的な建築物の場合=補助対象事業費: 診断に要する費用(国要綱による面積限度額あり)かつ150万円を限度。補助額: 上記事業費の2/3を補助(1000円未満切り捨てかつ消費税を除く)。内訳: 国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3 要緊急安全確認大規模建築物の場合(平成26年度より拡充)=補助対象事業費: 診断に要する費用(国要綱による面積限度額+図面復元費や第三者判定等の追加費用が発生する場合は150万円を限度に加算)。上記事業費分を補助(1000円未満切り捨てかつ消費税を除く)。内訳: 国1/2、県1/4、市町村1/4		ある(一部市町村を除く)	対象建築物: 不特定多数の者が利用する建築物で3階以上かつ1000㎡以上。補助対象事業費: 延床面積×47300円(免震工法等特殊な工法の場合は延床面積×80000円)。補助額(ともに1000円未満切り捨てかつ消費税を除く): 要緊急安全確認大規模建築物の場合44.8%(内訳: 国33.3%、県5.75%、市町村5.75%)。上記以外の建築物の場合23%(内訳: 国11.5%、県5.75%、市町村5.75%)		11棟
三重	ある	対象建築物: 耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化される民間建築物 補助対象経費の上限: 延べ面積1500~2000㎡=延べ面積×1500円/㎡+200万円、それ以外=延べ面積×1000円/㎡+300万円(平成26年度の消費税および地方消費税の引き上げに伴い、限度額を108/105=2.9%分の引き上げを実施する予定) 補助率: 10/10負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4(県は市町村が補助した場合のみ補助を行う) 期間: 平成26年1月~平成28年3月		ある	対象建築物: 耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化される民間建築物のうち、次の条件を満たすもの。災害時に避難所として活用されることについて、市町と協定を締結したまたは締結することが確実なもの。なお、協定には次の要件を含む必要あり。①所在地の避難者および観光客等県内外の広域的な避難者を受け入れること②応急仮設住宅等に転居できるまで(最長3ヵ月)避難者を受け入れること③居室、トイレを提供すること④テレビ、ラジオ等で情報提供を行うこと。10年以上避難所として指定されるもの 補助対象経費の上限: 通常の工法または建て替え=延べ面積×47300円/㎡、免震等特殊工法=延べ面積×80000円/㎡(平成26年度の消費税および地方消費税引き上げに伴い、限度額を108/105=2.9%分の引き上げを実施する予定) 補助率: 44.8% 負担割合: 国1/3、県5.75%、市町5.75%(県は市町村が補助した場合のみ補助を行う) 期間: 平成26年4月~平成29年3月		22棟(平成25年11月25日現在)
富山	ある	対象: 要緊急安全確認大規模建築物である旅館・ホテル 補助率: 国1/2、県1/6、市町村1/6(市町村が補助を行う場合に県が市町村に補助(間接補助))		ない		未定	現時点で把握している数は13
石川	ある	耐震改修促進法附則第3条に規定される要緊急安全確認大規模建築物へ補助を行う市町村に対する間接補助 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6(限度額: 国要綱通り)		ない		未定	用途ごとの数は診断結果が出そろうい、所管行政庁が公表するまでは回答できない

都道府県	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	
福井	ある	昭和56年5月31日以前に着工したホテル・旅館、病院、店舗等のうち、3階以上かつ5000㎡以上の民間建築物に対し耐震診断に要する費用の一部を補助する 補助割合：国1/2、県1/6、市1/6、所有者1/6		ない		未定	4施設	
滋賀	観光事業者に特化した制度はない		ない	観光事業者に特化した制度はない		ない	調査中	
京都	ある (市町村補助)	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正(平成25年11月施行)による大規模建築物等の耐震診断義務化に伴い、民間建築物の耐震化支援事業を実施する市町村に対して補助を行う 補助対象：不特定多数の者が利用する建築物および避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等で、昭和56年5月31日以前に着工した建築物 負担割合：国1/2、市町村1/6、府1/6、所有者1/6		ある (市町村補助)	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正(平成25年11月施行)による大規模建築物等の耐震診断義務化に伴い、民間建築物の耐震化支援事業を実施する市町村に対して補助を行う 補助対象：不特定多数の者が利用する建築物および避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等で、昭和56年5月31日以前に着工した建築物 負担割合：国33.3%、市町村5.75%、府5.75%、所有者55.2%(改修については、災害時の社会貢献を要件とする)		特定作業中のため不明	
奈良	ある	市町村への間接補助 補助制度：国1/2、県+市町村1/2		ない		現在のところ予定なし	現在、対象建築物の特定作業中であり、公表していない	
和歌山	ある	補助対象施設：緊急に安全性を高めていく必要がある施設(国費+県費で支援)。耐震診断義務化の対象となる施設のうち、次のいずれかに該当する施設①被災後の避難生活者を一定期間受け入れることができる避難所としての機能を有する施設(市町村と協定を結ぶことを要件とする)。「ホテル・旅館」などを想定②災害時に自力での避難が困難な避難弱者が存在する施設 平成27年度までの制度：国(交付金)1/3、国(補助金)1/6、県1/3、事業者1/6		ある	補助対象施設：緊急、安全性を高めていく必要がある施設(国費+県費で支援)。耐震診断義務化の対象となる施設のうち、被災後の避難生活者を一定期間受け入れることができる避難所としての機能を有する施設(市町村と協定を結ぶことを要件とする)。「ホテル・旅館」などを想定 平成27年度までの制度：国(交付金)5/15、国(補助金)1/15、県5/15、事業者4/15		24	
大阪	旅館・ホテルに対する耐震診断補助制度を平成26年度から創設する予定	補助制度の詳細について現在調整中		ない		耐震診断の実施状況を見ながら検討する予定	対象建築物を特定しているところであり、公表していない	
兵庫	ある(ただし、ホテル・旅館に特化したものではなく、要緊急安全確認大規模建築物のうち大企業または国もしくは地方公共団体に関連する法人が所有するもの以外の建築物を対象)	補助対象者：要緊急安全確認大規模建築物のうち大企業または国もしくは地方公共団体に関連する法人が所有するもの以外負担割合：国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6(補助限度額あり)		ある(ただし、ホテル・旅館に特化したものではなく、要緊急安全確認大規模建築物のうち大企業または国もしくは地方公共団体に関連する法人が所有するもの以外の建築物を対象)	補助対象者：要緊急安全確認大規模建築物のうち大企業または国もしくは地方公共団体に関連する法人が所有するもの以外負担割合：国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%(補助限度額あり)		現在、調査中	
岡山	旅館・ホテルに特化したものはない		ない	ない		ない	把握していない	
広島	ある	補助対象：大規模建築物の耐震診断の補助を実施する市町村 補助の概要：補助対象経費＝大規模建築物に係る耐震診断に要する経費。補助対象限度額＝面積区分ごとに定めた上限単価により算定した額(上限単価：面積1000㎡以内の部分＝2000円/㎡、面積1000㎡を超えて2000㎡以内の部分＝1500円/㎡、面積2000㎡を超える部分＝1000円/㎡)。負担割合：県1/6(国1/2、市町1/6、建築物所有者1/6)		ない		未定	現在、対象建築物の精査中のため、正確な数は不明	
鳥取	ある	診断義務付建築物について、補助対象事業費上限額20000千円。補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4、個人負担なし。ただし、市町村の制度創設状況により異なる		ある	診断義務付建築物について、補助対象事業費上限額47300円×延床面積(平成26年予算要求時点単価)。補助率：国1/3、県1/6、市町村1/6、個人負担1/3(現在上記に係る要綱改正中)。ただし、市町村の制度創設状況により異なる。			
島根	平成26年度当初新規創設	義務化された対象建築物の所有者等が実施する耐震診断に対して補助金を交付する市町村へ補助を行う 補助率：10/10(国1/2(直接補助含む)、県1/4、市町村1/4。住宅・建築物安全ストック形成事業と同じ)		ない		平成26年度以降に検討を開始する	5棟	
山口	ある	法律で耐震診断が義務付けられる要緊急安全確認大規模建築物に該当する旅館・ホテルに対しては、市町村が耐震診断に要する費用を助成する場合、県も次の補助率を限度として助成を行う 補助率：国：市町：所有者＝1/2：1/6：1/6：1/6 補助限度額：1000～2000円/㎡		ある	法律で耐震診断が義務付けられる要緊急安全確認大規模建築物に該当する旅館・ホテルであり、被災時に避難所等に利用可能なものに対しては、市町村が耐震改修に要する費用を助成する場合、県も次の補助率を限度として助成を行う 補助率：国：県：市町：所有者＝33.3%：5.75%：5.75%：55.2% 補助限度額：47300円/㎡		平成26年3月27日時点においては、概ね20施設であると把握している	
香川	ある	下記条件に該当する旅館・ホテルの耐震診断を実施する者に補助金を交付する市町村に対し、県は補助を行う(間接補助) 補助対象建築物：階数3および5000㎡以上の旅館・ホテル 補助要件：①昭和56年5月31日以前に着工され、建築基準法の規定に違反していないもの(耐震関係規定以外の同法の違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む)②耐震診断については、平成28年3月31日までに着手したものの 補助率：10/10(負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4)。補助限度額：1000㎡以内の部分＝2060円/㎡、1000㎡超～2000㎡以内の部分1540円/㎡、2000㎡超の部分＝1030円/㎡。ただし、設計図書の復元、第三者機関の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は150万円を加算することができる		ある	下記要件に該当する旅館・ホテルの耐震改修を実施する者に補助金を交付する市町村に対し、県は補助を行う(間接補助) 補助対象建築物：階数3および5000㎡以上の旅館・ホテル 補助要件：①昭和56年5月31日以前に着工され、建築基準法の規定に違反していないもの(耐震関係規定以外の同法の違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む)②耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う場合は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 補助率：2/3(負担割合：国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3)。補助限度額：60000千円		現在精査中であり、現時点では不明	
徳島	ある	補助率：県1/4、市町1/4		ある	補助率：県5.75%、市町村5.75%(一部市町村で、かつ限度額あり)		0棟	
高知	ある	対象：要緊急安全確認大規模建築物および要安全確認計画記載建築物 補助対象限度額：①面積1000㎡以内の部分は2000円/㎡以内②面積1000㎡を超えて2000㎡以内の部分は1500円/㎡以内③面積2000㎡を超える部分は1000円/㎡以内。ただし、設計図書の復元、第三者機関の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は150万円を加算することができる 補助率：5/6(国1/3、県1/4、市町村1/4)(別途、国補助金<耐震対策緊急促進事業>1/6)		ある	対象：要安全確認計画記載建築物 補助対象限度額：①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×47300円②免震工法等特殊な工法の場合または大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×80000円 補助率：11/15(国：1/3、県：1/5、市町村1/5)(別途、国補助金<耐震対策緊急促進事業>1/6)。平成26年度は国の要綱改正にあわせ補助限度額を変更することがある			
愛媛	ある	補助事業主体：市町にて実施(県は補助事業を実施する市町に対して補助を行い、補助制度の創設を支援) 補助対象：改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物 補助対象となる経費：耐震診断に係る費用および耐震判定委員会等の第三者機関による耐震診断の結果の評価に要する費用 補助金額(平成25年度制度)：補助金の上限額は、次の区分により算出した金額の合計とする①面積1000㎡以内の部分は2000円/㎡②面積1000㎡を超えて2000㎡以内の部分は1500円/㎡③面積2000㎡を超える部分は1000円/㎡。なお、国の補助制度の補助金上限額の改正を踏まえ、同様に変更する予定 補助率：耐震診断10/10(国：1/2、県：1/4、市町：1/4)		補助事業を実施する市町へ、平成26年度から県が補助を行い、補助制度の創設を支援することとしているが、現時点で市町による補助制度が立ち上がるまでには至っていない		県単独の補助制度を設ける予定はないが、市町により補助制度の創設が予定されている		社会的影響を考慮し、非公表としている
福岡	平成26年度中の創設に向けて検討中			ない		現在、検討中	精査中	
佐賀	ある	補助(国1/2、県1/6、市町1/6、事業主1/6)(県は市町への間接補助)		ない		検討中	病院や学校など他の用途も含め、全体で46棟(ただし、面積等について、現在確認作業中)	
長崎	ある	対象施設の耐震診断に要する経費について、国1/2、県と市町が1/6ずつを負担(所有者負担1/6)		ない		制度創設を検討中	22施設(変更の可能性あり)	
熊本	ある	法で耐震診断が義務化された大規模で、不特定かつ多数の県民が利用する建築物等に対し、耐震化に取り組む市町村と連携し、耐震診断に対する新たな助成制度を、平成26年に創設した。補助のスキームは、国1/2、県1/6、市町村1/6、所有者1/6		ない		耐震診断結果等を踏まえ、市町村と連携の上、支援制度の検討を行う予定	平成26年4月1日現在で、約10施設程度(現在、精査中のため、変動あり)	
大分	ある (26年度から)	現在補助要綱等作成中		ない		検討中	11施設	
宮崎	ある	耐震診断が義務付けられる大規模民間建築物の耐震診断に要する費用に対して、国1/2、県1/6、市町村1/6の補助を行う(限度額あり)		ない		未定	9棟(ただし、対象外となる閉館中の施設を含んでおり、今後数字が変わる可能性がある)	
鹿児島	平成26年4月制定予定	負担割合：国1/2、県1/6、市町村1/6		ない		今後検討する	約20棟	
沖縄	ある	国補助金1/6、国交付金1/3、県1/6、市町村1/6、事業者1/6(県は市町村負担と同額とし、1/6を上限とする)		ない		制度創設について検討を行っているところ	約10程度。ただし、関係団体による組合員へのアンケート調査の範囲内で把握した数である	